建築確認申請書作成上の注意点

新潟市建築部建築行政課 令和5年4月1日法改正対応版

確認申請書 記入例及び注意事項(第一面)

第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

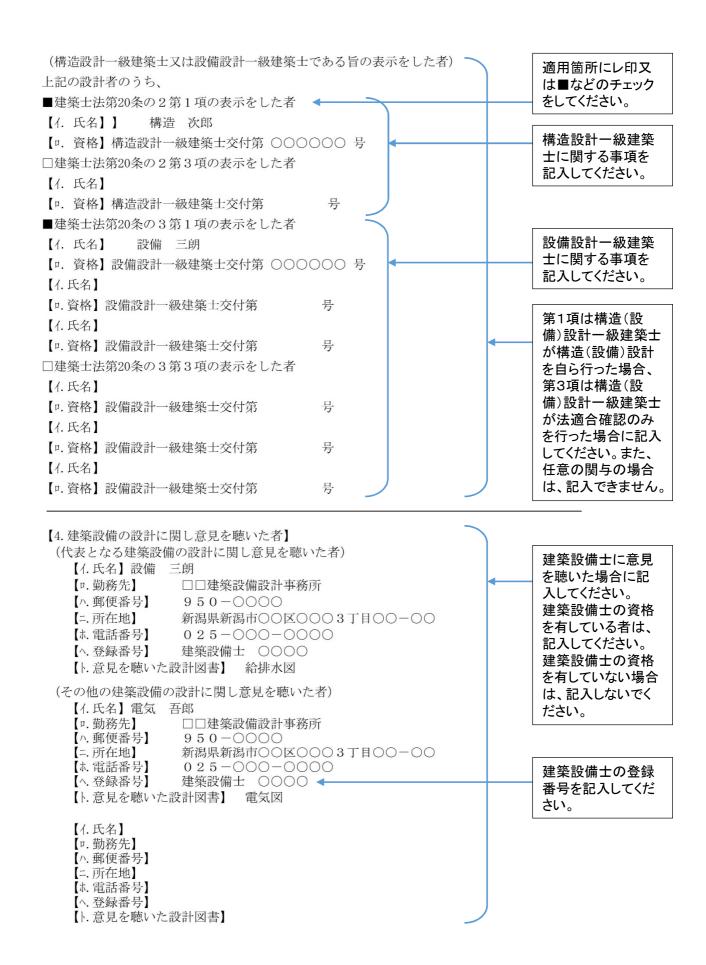
確認申請書(建築物)

(第一面)

建築基準法第6条第1項 書及び添付図書に記載の事 建築主事又は指定確認検査	事項は、事実に相違を機関 様	ありません。	忍を申請します。この申 年 ○○月 ○○日 新潟 太郎 ◆	請 【第二面】建築主と 同一としてください。 法人の場合は代 表者の氏名と名称 を記入してください。 複数人の建築主 の場合は、全ての 人を記入してください。
	設計	-者氏名	建築 一郎 🚤	ー 代表となる設計者 の氏名を記入して ください。
※手数料欄				※申請者、設計者 ともに押印は不要 です。
	消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	

確認申請書 記入例及び注意事項(第二面)

(第二面) 建築主等の概要	複数の建築主がい る場合は、別紙(追
【1. 建築主】 【1. 氏名のフリガナ】ニイガタ タロウ 【1. 氏名】 新潟 太郎 ◆	加の建築主)に記入 してください。
【↑. 郵便番号】 950-○○○ 【□. 住所】 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1 【ホ. 電話番号】 025-○○○○○○○	建築計画概要書に内容を転記する際は、電話番号を削除
【2. 代理者】	してください。
【^. 建築士事務所名】(○級)建築士事務所(○○県)知事登録第(○)○○○号 ○○建築設計事務所	建築士の種別(一級、 二級、木造)、交付 者(大臣、都道府県
【ニ. 郵便番号】 950-○○○○ 【お. 所在地】 新潟県新潟市○○区○○○2丁目○○-○○○ 【ヘ. 電話番号】 025-○○○-○○○○	知事)及び登録番号 を記入してください。
【3. 設計者】 (代表となる設計者)	
【1. 資格】	登録を受けた建築 士事務所名を記入 してください。
○○建築設計事務所 ◆	000000
【二. 郵便番号】 950-○○○ 【志. 所在地】 新潟県新潟市○○区○○○2丁目○○-○○ 【ヘ. 電話番号】 025-○○○-○○○ 【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図、構造図、設備図のすべて ◆	登録を受けた建築 士事務所の所在地 を記入してください。
(その他の設計者)	
【1. 資格】 (○級)建築士 (大臣)登録第○○○○○号 【□. 氏名】 意匠 花子 【ハ. 建築士事務所名】(○級)建築士事務所(○○県)知事登録第(○)○○○号	│ 一人で全てを設計し │ ていれば「確認申請 │ に添付する設計図
○○建築設計事務所 【二. 郵便番号】 950-○○○ 【本. 所在地】 新潟県新潟市○○区○○○2丁目○○-○○	書一式」、複数の設計者による設計であれば、自らの責任で
【へ、電話番号】 025-○○○-○○○○ 【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図	設計した図書名を記入してください。
【1. 資格】 (○級) 建築士 (大臣) 登録第○○○○○号 【1. 氏名】 構造 次郎 【1. 建築士事務所名】(○級) 建築士事務所(○○県) 知事登録第(○)○○○号	
△△構造建築設計事務所	設計に関わった全て
【二. 郵便番号】 950-○○○ 【本. 所在地】 新潟県新潟市○○区○○○4丁目○○-○○ 【へ. 電話番号】 025-○○○-○○○ 【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造図、構造計算書 ◆	の設計者について 記入してください。
	建築士の資格として、
【□. 氏名】	構造又は設備設計一級建築士の資格
□□建築設備設計事務所 【二. 郵便番号】 9 5 0 - ○○○○ 【本. 所在地】 新潟県新潟市○○区○○○3丁目○○-○○ 【^. 電話番号】 0 2 5 - ○○○-○○○○	を記入しないでくだ さい。(次ページに記 入するようになって います。)
【ト.作成又は確認した設計図書】 設備図	
	その他の設計者に おいて、作成又は法 適合性を確認した図 書名を記入してくだ さい。
	L-0.0



	工事監埋者が決
【5. 工事監理者】 (代表となる工事監理者) 【4. 資格】 (○級) 建築士 (大臣) 登録第○○○○号 【n. 氏名】 建築 一郎 【n. 建築士事務所名】(○級) 建築士事務所 (○○県) 知事登録第 (○) ○○○号 ○○建築設計事務所 【c. 郵便番号】 950-○○○ 【ホ. 所在地】	まっていない場合は、 「未定」と記入し、工 事監理者決定後に 『名義変更届書』を 提出してください。 なお、構造・規模に より、工事監理者が 決まっていなければ、 工事に着手できない 場合があります。
【4. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 [n. 氏名] [n. 在名] () 建築士事務所() 知事登録第 号 [n. 建築士事務所名] () 建築士事務所() 知事登録第 号 [n. 郵便番号]	工事に関係する全 ての工事監理者に ついて記入してくだ さい。
【*. 所在地】 【*. 電話番号】 【*. 工事と照合する設計図書】 【*. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 【*. 氏名】 【*. 大名】 【*. 建築士事務所名】() 建築士事務所() 知事登録第 号 【*. 所在地】 【*. 電話番号】 【*. 所在地】 【*. 電話番号】 【*. 下書と照合する設計図書】 【*. 工事と照合する設計図書】 【*. 氏名】 代表取締役 住宅 史郎 【*. 「公本】 【*. 氏名】 代表取締役 住宅 史郎 【*. 「公本】 【*. 代表取締役 住宅 史郎 【*. 「公本】 【*. 氏名】 代表取締役 住宅 史郎 【*. 「公本】 【*. 氏名】 代表取締役 住宅 史郎 【*. 「公本】 【*. 氏名】 代表取締役 住宅 史郎	工事施工者が場合は、「未定」と表示している。 「未定」と表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表
【ハ. 郵便番号】 951-○○○ 【ニ. 所在地】 新潟県新潟市○○区○○○町○○○番地 【ホ. 電話番号】 025-○○○-○○○ 【7. 構造計算適合性判定の申請】 ■申請済(○△□判定機関 新潟市中央区) □未申請() □申請不要	建設業許可番号の 最新の許可番号(大 臣、都道府県知事) (特、般)を記入して ください。(有効期限 は、許可から5年間 です。)
【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】 □提出済 () □未提出 () ■提出不要 () 【9. 備考】 新潟太郎邸新築工事	建設業の許可を受けた営業所名と所在地を記入してください。(許可を受けた営業所以外は記入しないでください。)
該当するところをチェックし 申請済又は申請予定の指 定機関の名称及び所在地 「未申請」の場合は、申請 を届出てください。	定構造計算適合性判 を記入してください。
建築物の名称又は工事名が決まっている場合は、記入してください。 在認済証等に記載します。	

確認申請書 記入例及び注意事項(第三面)

(第三面) ◆ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第三面は、敷地全 体の状況を記入して ください。
【1. 地名地番】 新潟県新潟市中央区○○○町○○○番地◆	1/200
【2. 住居表示】	敷地の地名地番を
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	記入してください。
■都市計画区域内(■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) □準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外	住居表示がある場
【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし	合は記入してくださ い。更地での新築は、
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 法第22条区域、○○地区計画A地区	記入しないでくださ
【6. 道路】	い。
【4.000m 【□.敷地と接している部分の長さ】 ○○.○ m	上記【3】【4】欄以外の地域等を記入して
【7. 敷地面積】	」の地域等を記入して ください。(法第22条 地域、○○地区地
(2)()()()()()() (() () () () () ()	区計画区域など)
【 ^. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	2.0m以上接する道
(160% <)()()()()()()()()()()()()()	2.0m以工接りる追 路のうち最大の幅員 を有する道路の状
【ホ.敷地面積の合計】 (1)240.00 m²	況を記入してくださ
(2) 【^. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 160%	い。法第42条2項道 路の場合は、4.0mと
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70%	記入し、()内に現
【f. 備考】 角地緩和 → ■ 日本でのため	状の幅員を記入して ください。
- 8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅 【9. 工事種別】	法第43条第2項第二
【9. 工事性別】 ■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替	号による許可の場 合は、記入しないで
【10. 建築面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)	ください。
【1. 建築物全体】 (70. 00)(70. 00)(70. 00) 【1. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	初まは両ろウルこ
(70.00)()(70.00)	│ 都市計画で定めら │ れた容積率又は、道
【7. 建蔽率】	路幅員による低減
【11. 延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計) 【1. 建築物全体】 (150.00)()(150.00)	のうち、小さい数値 を記入してください。
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	指定容積率200%
(n.エレベーターの昇降路の部分) (ご覧ください。)()	4.0m×4/10→ 160%を記入。
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	2以上の用途地域
()()()()(()(()(()(()(()(がある場合、道路幅
【^. 自動車車庫等の部分】(15.00)()(15.00)(15.00)()()()()()()()()()()()()(低減がある場合、角
【f. 蓄電池の設置部分】 ()()()(地による建蔽率の 加算がある場合など
【リ. 自家発電設備の設置部分】 ()()()()()	に該当した場合に記
【3. 貯水槽の設置部分】 ()()()()()()()()()()()()()	入してください。
	の理由を記入
	ください。 地緩和」など
入してください。 および8・9ページも、ご覧ください	6

【ル. 宅配ボックスの設置部分】	
17. 200 图 7 图 7	マクの棟数を記入してくだ
7. 圧-20月7月 (155.00)(155.00)	い。10.0㎡以内のものは 「入しません。ただし、建築
[M. 427.0 5 4·0 ph/]	「積及び延べ面積には含
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	でください。また、概要を
	18】の欄に記入してくださ
【12. 建築物の数】	
【12. 産業物の数】 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
【中間には30年後の数】 0	別棟増築の場合は、
【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物) ◀	敷地内の他の既存
【イ. 最高の高さ】 (8.8 m)()	建築物(複数ある場
【中. 階数】 地上 (2)()	合は、最高の数値)
地下 () ()	を記入してください。
【^. 構造】 木造 一部 造	天空率適用の有無
【二. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 □有 ■無 ◀	
【本. 適用があるときは、特例の区分】	い。
□道路高さ制限不適用 □隣地高さ制限不適用 □北側高さ制限不適用 [◆]	•
【14. 許可・認定等】	天空率適用がある
都市計画法第29条許可 第○○○号 ○○年○○月○○日 ◆	場合は、該当項目を
建築基準法第43条ただし書き許可 第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 ************************************	一
【15. 工事着手予定年月日】 〇〇年〇〇月〇〇日	===
【16. 工事完了予定年月日】	- 都市計画法や建築
【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)	基準法の許可を得
────────────────────────────────────	た場合は、許可番号
(第 回) 年 月 日 ((第 回) 年 月 日 (と許可日を記入して
	_ ください。
【18. その他必要な事項】	
物置 4.0㎡ ◀	一 工事着手予定日は、
【19. 備考】	確認済証の交付日
,	を見込んで、交付日
	─ 以降となるように設定している。
中間検査の対象となる場合は、回数と特定工程名を記入してください。	足して行るい。
★記録の表現では、大力を表現しています。	2
(記入例)	10.0㎡以内の建築
【建築基準法施行令第11条】 「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」	―― 物がある場合は、建
「と聞いば及びこれを支持するほうに欽別を配置する工事の工程」	築物名(物置等)及 び床面積を記入して
「軸組工事の工程」「2階床版の取付工事の工程」等	ください。
※詳細は、「新潟市中間検査の手引き」を参照してください。	計画変更の場合、そ
Manager and the state of the st	の他必要な事項を
【建築面積および延べ面積に関する注意事項】	記入してください。
・特例軒等を設けない建築物の場合、【10】【ロ】には【10】【イ】と同じ面積を記入して	
「特別」「特を設けない、建業物の場合、「「0」「ロ」」には「10」「17」に同じ面積を記入して	
・【10】および【11】の各床面積は小数点以下第3位を切り捨てた数値としてください。	
・【10】【ハ】および【11】【タ】は小数点以下第3位を切り上げた数値としてください。	J

確認申請書 記入例及び注意事項(第三面) 2以上の用途地域が指定されている場合など

(第三面)	2以上の用途地域
建築物及びその敷地に関する事項	がある場合は、全て
【7. 敷地面積】	の用途地域を記入
【4.敷地面積】 (1)(180.0)(60.0)()()	し、それぞれの用途
(2) () () () (地域に存する部分
【中. 用途地域等】 (第一種住居地域)(第二種住居地域)()()	の敷地面積を記入
【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	してください。
(150%) (160%) ()	000000
【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建廠率】	
(60%)(60%)())())	上記【ロ】欄に応じた
【*. 敷地面積の合計】 (1) 240.00 ㎡	容積率及び建蔽率
(2)	を記入してください。
【4.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 152.5%	6ページもご覧くださ
【1. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70%	い。
【4. 備考】 角地緩和	
	のそれぞれの用途地
	容積率及び建蔽率の加
【イ. 建築物全体】 (150.00)(150. 重平均を記入し	ってください。
【1. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	は、
()()((180.0m² × 1509	%+60.0m² × 160%)
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ÷240.0㎡=15	2.5%
()(を記入していま	<u>:</u> च
→ 【=. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 6ページもご覧	
()()()	
【*. 認定機械室等の部分】()()(
【へ. 自動車車庫等の部分】(15.00)(←)(15.00)	
【 h. 備蓄倉庫の部分】 ()()()(
【4. 蓄電池の設置部分】 ()()()(
【リ. 自家発電設備の設置部分】	
()()(
【3. 貯水槽の設置部分】 ()()()()	
【ル、宅配ボックスの設置部分】	
()()()	
【7. その他の不算入部分】()()()()	
【7. 住宅の部分】 (135.00)(135.00)	
[力. 老人ホーム等の部分]	
70 S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	
()()()	
[3.延べ面積] 135,00 m ²	
【9. 容積率】 56. 25%	
サログウスは老した 7年のサロの応工等し、は、「社会した7年等地の如ハの坦	正西生については
共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等と一体 対象となる建築物の部分の根	え安守に ノい しは、

共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等と一体となって利用されるような宅配ボックスは、【二. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】欄に記入してください。

この欄に記入した宅配ボックスの床面積を、【ル. 宅配ボックスの設置部分】欄に重複して記載しないでください。

対象となる建築物の部分の概要等については、 次ページの「容積率算定のための床面積の合計 に算入しない建築物の部分の概要」を参照してく ださい。

確認申請書 記入例及び注意事項(第三面) 容積率算定のための床面積の合計に算入しない 建築物の部分等の取扱いについて

容積率算定のための床面積の合計に算入しない建築物の部分の概要		
項目	対象となる部分	上限
ロ.地階の住宅又は老人ホーム等 の部分 ・住宅: 22ページ参照 ・老人ホーム等: 23ページ参照	地階にある住宅又は老人ホーム、福祉ホーム その他これらに類するものの用途に供する部 分	床面積の合計の1/3
n.エレベーターの昇降路の部分 ・24ページ参照	エレベーターの昇降路の部分(機械室を除く。)	
ニ.共同住宅又は老人ホーム等の 共用の廊下等の部分 ・共同住宅: 25・26ページ参照 ・老人ホーム等: 27ページ参照	共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他 これらに類するものの共用の廊下及び階段の 部分	
木.認定機械室等の部分	住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに限る)	
へ.自動車車庫等の部分	自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路等を含む) の用に供する部分	床面積の合計の1/5
ト.備蓄倉庫の部分 ・29ページ参照	専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分(防災備蓄倉庫である旨の表示が必要となります。)	床面積の合計の1/50
チ.蓄電池の設置部分 ・29ページ参照	蓄電池(床に据え付けられるものに限る)を設ける部分	床面積の合計の1/50
リ.自家発電設備の設置部分 ・29ページ参照	自家発電設備を設ける部分	床面積の合計の1/100
ヌ.貯水槽の設置部分 ・29ページ参照	貯水槽を設ける部分	床面積の合計の1/100
ル.宅配ボックスの設置部分 ・27・28ページ参照	宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在 その他の事由により受け取ることができないも のに限る。)の一時保管のための荷受箱をい う。)を設ける部分	床面積の合計の1/100
ヲ.その他の不算入部分	建築基準法令以外の法令の規定により、容積 率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない 部分	

[※]上限は、敷地内にある建築物全ての床面積の合計が対象となります。なお、対象となる部分の床面積の合計が、上限の床面積に満たない場合は、対象となる部分の床面積の合計が上限となります。

[※]この表に記載のページ番号は、それぞれの部分の容積率の算定上の取扱等を記載した技術的助言等の抄録を収録したページを示しています。

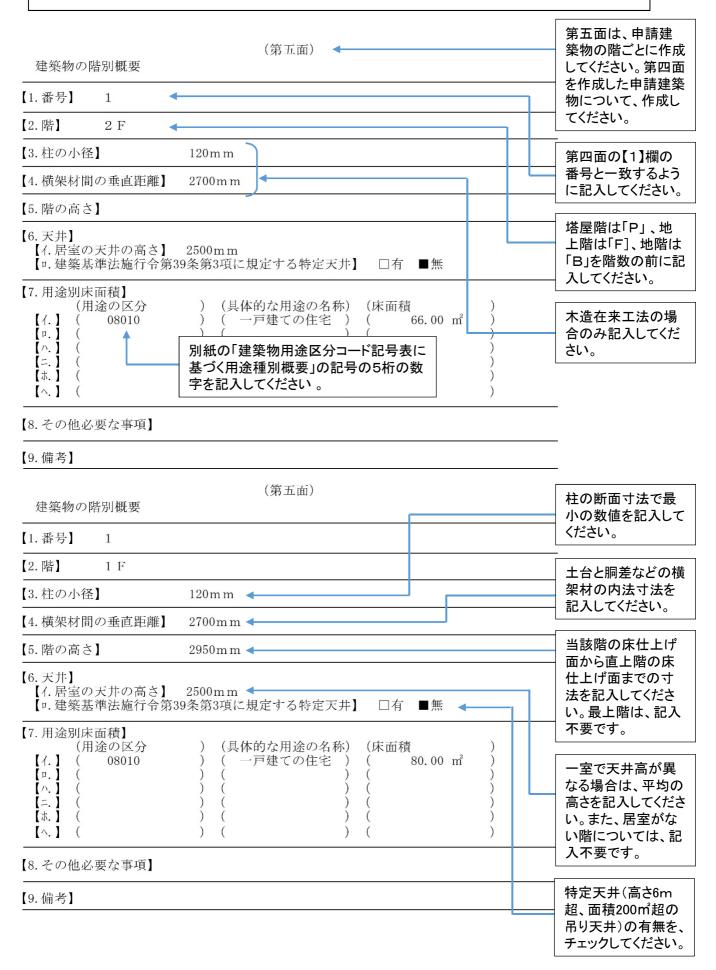
確認申請書 記入例及び注意事項(第四面)

(第四面) 建築物別概要 【1. 番号】 1 【2. 用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅	第四面は、申請建 築物ごとに作成して ください。延べ面積 10.0㎡以内のものは、 不要です。
(区分 (区分 (区分 (区分 (区分 (区分) (区分 (区分 (区分 (区分 (区分	申請建築物の数が 1のときは、「1」を記 入し、複数のときは、 申請建築物ごとに通
■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替	し番号を付し、その 番号を記入してくだ
【4. 構造】	さい。
【5. 主要構造部】 □耐火構造 □建築基準法施行令第108条の3第1項第1号/及び□に掲げる基準に適合する構造 ※① □準耐火構造 □準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (□-1)	申請建築物ごとに、 用途を記入してくだ さい。敷地全体を記 入する第三面の主 要用途とは異なる場 合があります。
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2) □その他 【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 □建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 ※② □建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物 ※③	申請建築物ごとに該当する箇所をチェックしてください。例えば、別棟増築の場合は、第三面では「増築」、第四面では「新築」となります。
□建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 ※ ④ □その他 ※ ⑤ □建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない 【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 □耐火建築物	令109条の5第1号 又は令110条第1号 に該当する場合は 【5.主要構造部】の 準耐火構造にも チェックしてください。
□延焼防止建築物 ※⑥ □準耐火建築物 □準延焼防止建築物 ※⑦ □その他 ※⑧ □建築基準法第61条の規定の適用を受けない	

- ※① 耐火性能検証法により耐火構造とするもの
- ※② 法第21条の適用を受けて主要構造部を準耐火構造とするもの(火災時対策建築物)
- ※③ 令第109条の6により建築物の周囲に延焼防止上有効な空地を設けて法第21条を適用除外とするもの
- ※④ 法第27条の適用を受けて主要構造部を準耐火構造とするもの(避難時対策建築物)
- ※⑤ 法第21条、27条による耐火建築物又は準耐火建築物
- ※⑥ 令第136条の2第1項第一号ロの規定によるもの
- ※⑦ 令第136条の2第1項第二号ロの規定によるもの
- ※⑧ 耐火建築物、準耐火建築物、⑥、⑦以外で法第61条の規定の適用を受けるもの

【8. 階数】	
【9. 高さ】 8. 800 m 【1. 最高の軒の高さ】 6. 700 m	
【10. 建築設備の種類】 給排水、電気、ガス、換気、住宅用火災警報器、合併浄化槽	
【11. 確認の特例】 【4. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 □	新潟市に申請する 場合は、「無」に チェックを入れてくだ さい。
第 3 号 【二. 認定型式の認定番号】 第 号 【本. 適合する一連の規定の区分】 □建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ □建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ	建築士の設計による4号建築物などの 場合記入します。
【へ. 認証型式部材等の認定番号】 【12. 床面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計 【 (階別 】 (階) (66.00 ㎡) (66.00 ㎡) (66.00 ㎡)	記入欄が不足する 場合は、追加してく ださい。
(階) (80.00 m²) () (80.00 m²) () (80.00 m²) () () () () () () () () ()	準耐火構造や防火 構造など、法的な要 求がある場合で、大 臣認定品の場合は、 認定番号を記入して ください。
【13. 屋根】 亜鉛アルミメッキ鋼板 t=0.4 瓦棒葺き 平成12年告示1380号	1,721 0
【14. 外壁】 窯業系サイディング t=14.0 PC030BE-○○○ 【15. 軒裏】 ケイ酸カルシウム板 t=6.0 NM-○○○ 【16. 居室の床の高さ】 500mm	最下階の居室が木 造の場合のみ記入 してください。
【17. 便所の種類】 水洗(下水道) 【18. その他必要な事項】 【19. 備考】	「水洗(下水道)」、 「水洗(合併浄化 槽)」、「汲み取り」の うち、該当するもの
	を記入してください。 建築基準法施行令 第121条の2の適用 を受ける直通階段で 屋外に設けるものが 木造である場合に は、その旨を記入し てください。

確認申請書 記入例及び注意事項(第五面)



確認申請書 記入例及び注意事項(第六面)

※第六面の添付を省略することは、出来ません。	申請建築物ごとに作
(第六面) ◆ 建築物独立部分別概要 【1. 番号】 1 ◆	成してください。エキ スパンションジョイン ト等で接続されてい る場合は、それぞれ の構造棟ごとに作成 してください。
【2. 延べ面積】 【3. 建築物の高さ等】 【4. 最高の高さ】 【r. 最高の軒の高さ】 【n. 階数】 地上() 地下() 地下() 造 一部 造	申請建築物の構造棟数が1のときは、「1」を記入し、複数のときは、申請号を記し、申請号を付し、その番号を記入してください。番号とのの【1】欄の番号とのの【1】欄の番号とあり、場合があります。
	ります。 申請建築物ごとに記 入してください。 申請建築物が数が 1の場合は、記入す る必要はありません。 棟ごとに平均地盤面
てくた 【6. 構造計算に用いたプログラム】 第四	定し、イから二を求め ださい。 間面の高さ、階数と一 ない場合があります。 構造適判・ルート2 対象となる場合に記 入してください。
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】	構造計算に用いた プログラムが特定で きるように記入してく ださい。
【8. 備考】	寺の1/2超 些時の1/2超 0超1/2以下 第四号の木造建築物

第六面の記載方法について、下記ホームページの「・参考 確認申請書(第二号様式)の記載例」も参照してください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000071.html

「国土交通省 建築:建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)について」のページです。

注意書きも、ご覧ください。

(注意)

- 1.各面共通関係
 - 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 2. 第一面関係
 - ※印のある欄は記入しないでください。
- 3. 第二面関係
 - ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
 - ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
 - ④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
 - ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ⑥ 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合(設計に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則 第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
 - ⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まつてから 工事着手前に届け出てください。
 - ⑧ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ⑨ 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。
 - ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨(提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が2,000平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

- ⑪ 建築物の名称又は工事名が定まつているときは、9欄に記入してください。
- 4. 第三面関係
 - ① 住居表示が定まつているときは、2欄に記入してください。
 - ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
 - ③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷

地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、 それぞれの地域又は区域について記入してください。

- ④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
 - 「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度 が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してくだ さい。
- ① 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ② 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ③ 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑤ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例 により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉 ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部 分、「二」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下 又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類す るものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の 4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる 基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が ないと認めるもの、「へ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のた めの施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防 災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限 る。)を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、 「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることが できないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ワ」に住宅 の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に 供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定 により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、

「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

- (B) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の 床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に 供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老 人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部 分の床面積を除いた面積とします。
- ① 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分しは共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他部分(五世本の共和の原下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「へ」から「ル」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑱ 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。
- 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2 以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- ② 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- ② 13欄の「二」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 等 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。
- ② 7欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、10欄の「ハ」並びに11欄の「タ」は、百分率 を用いてください。
- 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ③ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添 えてください。
- 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

- ① この書類は、申請建築物ごと(延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同じ。) に作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑤ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 5欄は「耐火構造」「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に 適合する構造」「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ−1)」

(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

- ⑦ 6欄は「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれかに該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全でに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 7欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第136条の2第1号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」(同条第2号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 8欄の「ハ」は建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の 部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記 入してください。
- ⑩ 8欄の「二」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- ① 10欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築 基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には当該建築基準関係規定に係 る内容を概要として記載する必要はありません。
- ⑩ 11欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 11欄の「ハ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合 に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち該当するものの号の数字を記入して ください。
- ④ 11欄の「二」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入してください。また11欄の「ホ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- (5) 11欄の「へ」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ニ」(屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。)並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ニ」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等あつては10欄の概要及び11欄の「ニ」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)については記入する必要はありません。
- ⑩ 12欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑪ 16欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- ⑩ 17欄は、「水洗」「くみ取り」又は「くみ取り(改良)」のうち該当するものを記入してください。
- ⑩ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ② 申請建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- ご 建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、19欄に、その旨を記入してください。
- ② 計画の変更申請の際は、19欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

6. 第五面関係

① この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

- ② この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から 8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内 容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- ③ 1欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- 3欄及び4欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具 体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添 えてください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、9欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

7. 第六面関係

- ① この書類は、申請に係る建築物(建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントそ の他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。 以下同じ。)ごとに作成してください。
- ② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建 築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。 ③ 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入して
- ください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ④ 3欄の「二」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建 築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ⑤ 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- ⑦ 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字 及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、8欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。

建築物用途区分コード記号表に基づく用途種別概要 (建築基準法施行規則別紙:新潟市建築行政課:令和3年1月1日 現在)

** ** ** ** ** ** ** *		築基準法施行規則別紙:新潟市建築行政課:令和3年1月1日 現在) 「
建築物又は建築物の部分の用途の区分	記号	用途の概要、特記事項**1
一戸建ての住宅	08010	
		ことが必要(浴室の有無は問わない)。
EE	00000	住戸内で行き来できる、多世帯住宅を含む。
長屋	08020	2以上の住戸※2又は住室※3があるもので、廊下・階段等の共用部分
#F/A	00020	がない施設。
共同住宅	08030	2以上の住戸**2又は住室***があるもので、廊下・階段等の共用部分 がある施設。
寄宿舎	08040	がめる地段。
可担告	00040	生活の実態を備えている施設。
		王冶の天波を備えている心故。 居住・就寝施設部分が住戸の要件を備えているものは、共同住宅又は
		長屋となる。
		ひょアハウス・グループホームは、原則寄宿舎に含まれる。
下宿	08050	旅館業法による「下宿営業」を行う施設で、1月以上の期間を単位と
	00000	する宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	兼用住宅は、住宅部分と非住宅部分とが建物内部で行き来できる施設
		である。
		が用途になる。
幼稚園	08070	学校教育法第1条による施設。
		幼稚園型認定こども園を含む。
小学校	08080	学校教育法第1条による施設。
義務教育学校	08082	学校教育法第1条による施設。
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	学校教育法第1条による施設。
特別支援学校	08100	学校教育法第1条による施設。
大学又は高等専門学校	08110	学校教育法第1条による施設。
専修学校	08120	学校教育法第124条による施設。
各種学校	08130	学校教育法第134条による施設。
幼保連携認定こども園	08132	認定こども園法による「認定こども園」の一つで、子どもに対する教
		育と保育とを一体的に行う単一の施設。
図書館その他これらに類するもの	08140	図書館法による施設。
	123333000	近隣住民を対象とした公民館・集会所を含む。
博物館その他これらに類するもの	08150	博物館法による施設。
美術館その他これらに類するもの	08152	上記のうち、美術品の公開及び保管を行うもの。
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	礼拝等の宗教儀式を行う施設。
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170	居住のための施設としての継続的入所施設、近隣住民に必要不可欠な
		通園施設である社会福祉施設及び老人ホーム施設。
		(参考:平成5年住指発第225号・住街発第94号)
保育所その他これに類するもの	08180	児童福祉法による保育所。
		保育所型認定こども園を含む。
助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190	医療法による助産師の施設。
助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192	同上
児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福	08210	
祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)	00210	
(入所する者の寝室があるものに限る。)		
児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220	
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230	スーパー銭湯は、飲食店・遊技場などとの複合施設となる(実態に応
		じた判断が必要である。)。
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240	19 床以下の入院施設が有る医療施設。
		19 床以下の医療保護施設及び介護老人保健施設を含む。
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250	入院施設が無い医療施設。
		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による施
		術所は、診療所に含まれる。 (昭和60年東住街発第49号)
病院	08260	20 床以上の入院施設が有る医療施設。
		20 床以上の医療保護施設及び介護老人保健施設を含む。
巡査派出所	08270	交番
公衆電話所	08280	公衆電話ボックス
郵便法 (昭和 22 年法律第 165 号) の規定により行う郵便の業務の用	08290	郵便業務のみ行う施設。
に供する施設		ゆうちょ銀行・かんぽ生命の支店は、08458に含まれる。
		(参考:平成19年国住街第92号)

建築物又は建築物の部分の用途の区分	記号	用途の概要、特記事項※1
地方公共団体の支庁又は支所	08300	地域住民のサービスのために公益上必要な施設。
		市町村の支庁・支所・出張所などが含まれる。
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	
建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定 する施設	08320	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	公共性を有する建築物で、地域住民のサービスために公益上必要な施設。ただし、管理機能が主体となる、都道府県や政令市の本庁舎等は含まれない。 (参考:昭和52年住指発第778号、平成5年住指発第225号・住街発第94号)
工場(自動車修理工場を除く。)	08340	機械製作工場、食品製造工場、食品加工工場などの生産を目的とする 事業を営む施設。
自動車修理工場	08350	道路運送車両法による施設その他これに類する施設。
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又は バッティング練習場	08370	
休育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380	ボクシング、レスリング、バレー、体操の練習場を含む。 (参考:昭和 46 年住指発第 44 号)
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券 売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これら に類するもの	08390	財幸的希望を抱かせる業を営む施設。 マージャン屋・ぱちんこ屋は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)による施設 ゲームセンター・モーターボート競争法による場外発売場等が含まれる。(参考:平成5年住指発第225号・住街発第94号) 個室形状(壁又はテーブルの高さ以上の部分が容易に見通せないパーティション等で囲われた部分をいう。)の、個室ビデオ店、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブその他これらに類するものが含まれる。
ホテル又は旅館	08400	旅館業法による「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」を営む 施設。
自動車教習所	08410	道路交通法による施設。
畜舎	08420	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	コンビニエンスストア等の日常生活用品のみの販売を営む施設。
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げる もの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの 並びに田園住居地域及びその周辺で生産された農産物の販売を主た る目的とするものを除く。)	08440	デパート、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、 自動車販売店などの物品の販売を営む施設。ただし、前項、08600 及 び 08650 に掲げるものを除く。
飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く)	08450	食品衛生法による「飲食店営業」、「喫茶店営業」を営む施設で、次項 及び 08650 に掲げるものを除く。 酒類の提供が主となる居酒屋等も含まれる。
のを除く。) 食堂又は喫茶店	08452	
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456	定食・麺類・喫茶等の日常生活に密着した飲食店のみ。 次に掲げるもの。 1 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋等のサービス業の施設。 2 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店等のサービス業の施設(作業場の床面積≦50㎡・原動機≦0.75kw)。 3 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の施設(作業場の床面積≦50㎡・原動機≦0.75kw)。ただし、08650に掲げるものを除く。 4 学習塾、華道教室、囲碁教室等の施設。
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	近隣住民の金融サービス等に資する施設。 (参考:平成5年住指発第225号・住街発第94号)
物品販売業を営む店舗以外の店舗 (前2項に掲げるものを除く。)	08460	(参考: 〒成3年世祖光第220 号・世間光第34号) ネイルサロン、エステテックサロン、ペットトリミング、動物(犬猫) 病院等のサービスを提供する施設。
事務所	08470	事務処理を行うことを目的とした施設。 管理機能が主体となる官公庁の施設や銀行の本店施設は、事務所に含 まれる。

建築物又は建築物の部分の用途の区分	記号	用途の概要、特記事項*1
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480	写真館の写真スタジオ・コミュニティFMラジオのラジオスタジオは
		含まれない。
自動車車庫	08490	1000000000000000000000000000000000000
4.	00,00	型特殊自動車」、「小型特殊自動車」を格納する施設。
		(参考: 昭和 29 年住指受第 850 号)
		商品である自動車を陳列・展示するショールーム等は、自動車車庫に
		含まれない。
		(参考:昭和 30 年住指発第 284 号・昭和 39 年住指発第 8 号)
自転車駐車場	08500	原動機付き自転車(総排気量 125cc 以下)を含む。
倉庫業を営む倉庫	08510	倉庫業法による「営業用倉庫」などで、他人の物品を保管、貯蔵する
		 ことを業とする施設。
倉庫業を営まない倉庫	08520	自己の物品の保管、貯蔵に使用する施設。
劇場、映画館又は演芸場	08530	興業場法による施設。
観覧場	08540	屋根の無い屋外の施設も含まれる。
公会堂又は集会場	08550	冠婚葬祭場は、集会場に含まれる。
展示場	08560	商品のなどの展示を業とする施設。
		博物館・美術館は、08150に該当する。
料理店	08570	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)による
	(0.000.000	施設で、和風の営業を行うもの。
		待合、料亭を含む。
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)による
		施設で、社交飲食店に含まれるもの。
		設備を設けて、客にダンスの遊興をさせる営業を行う特定遊興飲食店
		営業及び飲食店営業の施設を含む。
		(参考:平成 28 年国住指第 4371 号・国住街第 179 号)
ダンスホール	08590	設備を設けて、客に社交ダンスに代表されるような男女がペアとなっ
		て踊ることが通常の形態のペアダンスをさせる営業を行う施設。ただ
		し、ペアダンス以外のダンスをさせる営業を行う施設であっても、実
		態により、ダンスホールに含まれる場合がある。
		次の施設は含まれない。
		1 接待若しくは飲食の提供を行う施設。
		2 指導者がダンス指導を行うダンススクール施設。
		(参考:平成 27 年国住指第 1043 号・国住街第 45 号)。
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、スト	08600	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)による
リップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら		施設。
性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その		
他これらに類するもの		
卸売市場	08610	法第 51 条の制限を受ける施設。
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	法第 51 条の制限を受ける施設。
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630	農作業小屋や農産物用倉庫などの施設。
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	農機具庫などの施設。
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主た	08650	次に掲げるもの。
る目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目		1 田園住居地域周辺で生産された農産物の販売のための施設。
的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米		2 田園住居地域周辺で生産された農産物を材料とした料理の提供
屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材		を行う飲食施設。
料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作		3 田園住居地域周辺で生産された農産物を材料とした自家販売の
業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する。		ために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の施設(作
る場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに		業場の床面積≦50 mº・原動機≦0.75kw)。
限る。)	00000	1 ラルラオナルマル7 田冷川県の田冷のよう
その他	08990	上記に記載されている用途以外の用途のもの。

- ※1 全ての事例について記載したものでないことから、建築物の利用実態に応じた判断によってこの表のとおりにならない場合があります。また、 新潟市の取り扱いです。
- ※2 住戸とは、1以上の居住室・台所・便所及び出入口(居住者や訪問者がいつでも行き来できる共用の廊下等に面する出入口を含む。)を有しているもの。
- ※3 住室とは、住戸の要件のうち、台所又は便所を有していないもの。

【申請書の記載上の注意事項】

- 1 確認申請書に記載する主要用途は、区分の用途表記ではなく、次のように具体的な用途を記載してください。
 - 例 × 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
 - 〇 店舗併用住宅(美容院)
 - 〇 事務所併用住宅
- 2 許可申請書又は認可申請書に記載する主要用途は、予定建築物の用途を記載してください。

参考資料1(容積率算定に係る技術的助言等)

平成6年6月29日付け 建設省住街指発第74号

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(抄)

第一 住宅の地階に係る容積率制限の不算入措置について

1 対象となる住宅の範囲について

建築基準法(以下「法」という。)第52条第2項の規定により建築物の地階で住宅の用途に供する部分を当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として延べ面積に不算入とする措置(以下「住宅の地階に係る容積率の不算入措置」という。)の対象となる住宅とは、一戸建ての住宅のほか、長屋及び共同住宅を含むものであること。

2 住宅の用途に供する部分について

法第52条第2項の住宅の用途に供する部分とは、住宅の居室のほか、物置、浴室、便所、廊下、階段等の部分なども含むものであるが、特に、共同住宅の場合には以下の考え方を参考とされたい。なお、住宅の用途に供する部分の判定に当たっては、建築確認、完了検査等の際に、その構造、設備等が住宅の用途に供される目的で建築されていることが明らかであることについて、特に慎重に判断すること。また、必要に応じ、壁、床等により住宅部分とそれ以外の部分とが構造上明確に区分されるよう指導すること。

- (1) 共同住宅の住戸の用に供されている専用部分は、住宅部分として取り扱うこと。したがって、各戸専用の物置はこれに該当するものとして取り扱うこと。
- (2) 共用部分のうち、住戸の利用のために専ら供されている部分は、住宅部分として取り扱うこと。 したがって、一定の階の専用部分の全てが住宅の用途に供されている場合の当該階の廊下や階段 等の部分、冷暖房設備や給排水設備で同一建築物内の住宅の用に供するために設けられるものや 管理人室など通常共同住宅の一部を構成する施設部分もこれに該当するものとして取り扱うこと。
- 3 対象となる地階の部分について

住宅の地階に係る容積率の不算入措置の対象となる地階の部分の判定に当たっては、以下のとおり取り扱うものである。

- (1) 地階の部分は、令第1条第2号に規定する地階のうち、その天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものとした。
- (2) 地盤面は、建築物が周囲の地盤面と接する位置の平均の高さにおける水平面とし、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合は、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいうものであること。したがって、一敷地内に複数の異なる高さの地盤面がある場合には、それぞれの地盤面ごとに住宅の地階に係る容積率の不算入措置を適用する地階の判定を行うこととした。
- (3) 天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井高さが異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとし、これにより定まる高さが(1)及び(2)に適合する場合に当該室を地階として取り扱うこと。
- 4 他の容積率の特例制度等との関係について

既存の容積率に関する特例制度等と住宅の地階に係る容積率の不算入措置との関係については、以下のとおり取り扱うものとすること。

- (1) 住宅に店舗等が併設されている建築物については、当該建築物の住宅の部分の床面積の合計の3 分の1を限度として、住宅の地階に係る容積率の不算入措置が認められるものであること。
- (2) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第2条第1項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(以下「自動車車庫等」という。)は住宅の用途に供する部分には含まれないこと。従って、住宅に自動車車庫等が附属している場合は、住宅の地階に係る容積率の不算入措置と令第2条第1項の規定が併せて適用されること。

参考資料2(容積率算定に係る技術的助言等)

平成27年5月27日付け 国住指第558号・国住街第40号

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(抄)

第5 容積率制限等の合理化(法第52条第3項関係)

(1) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて

法第52条第3項に規定する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下「老人ホーム等」という。)に該当するものは、居住のための施設としての継続的入所施設である社会福祉施設、有料老人ホーム及び更生保護施設であり、その具体例は以下のとおりである。

- ① 老人福祉法にいう認知症対応型老人共同生活援助事業に係る共同生活を営むべき住居、養護 老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
- ② 児童福祉法にいう児童自立生活援助事業に係る共同生活を営むべき住居、乳児院、母子生活 支援施設、児童養護施設、障害児入所施設及び児童自立支援施設
- ③ 生活保護法にいう救護施設、更生施設及び宿所提供施設
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設、宿泊型自立訓練に係る施設、共同生活援助に係る共同生活を営むべき住居及び福祉ホーム
- ⑤ 売春防止法にいう婦人保護施設
- ⑥ 更生保護事業法にいう更生保護施設

なお、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅については、住宅に該当するものについては従前より法第52条第3項の地階に係る容積率の不算入措置の対象であるが、老人ホーム等に該当するものについても対象となることとなる。

(2) 老人ホーム等の用途に供する部分について

老人ホーム等の用途に供する部分とは、老人ホーム等の居室のほか、物置、浴室、便所、食堂、調理室、事務室、宿直室、廊下、階段等の部分も含むものであるが、特に、老人ホーム等の用途に供する部分とその他の用途に供する部分が複合している建築物の場合には、以下の考え方を参考にされたい。

- ① 共用部分のうち、専ら老人ホーム等の利用のために供されている部分は、老人ホーム等の用途に供する部分として取り扱って差し支えないこと。
- ② 共用部分のうち、専ら老人ホーム等以外の利用のために供されている部分は、老人ホーム等の用途に供する部分として取り扱わないこと。
- ③ ①及び②以外の共用部分については、その床面積の合計に、当該建築物における老人ホーム等の用途に供されている部分等(老人ホーム等の用途に供されている部分及び共用部分のうち、専ら老人ホーム等の利用のために供されている部分)の床面積の合計と老人ホーム等以外の用途に供されている部分及び共用部分のうち、専ら老人ホーム等以外の用途の利用のために供されている部分)の床面積との合計のうち、老人ホーム等の用途に供されている部分等の床面積の合計が占める割合を乗じて得た面積を老人ホーム等の用途に供する部分の床面積に含めて差し支えないこと。
- (3) 老人ホーム等の地階に係る容積率の不算入措置の対象となる地階の部分について

老人ホーム等の地階に係る容積率の不算入措置の対象となる地階の部分は、その天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものとしているところであるが、地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面としている。また、地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、地盤面を別に定めることができることとしているので留意されたい

(4) 他の容積率の特例制度等との関係について

容積率に関する既存の特例制度等と老人ホーム等の地階に係る容積率の不算入措置との関係については、以下のとおりとなる。

- ① 令第2条第1項第4号イから木までに規定する部分の床面積を延べ面積に不算入とする措置は、老人木一ム等の地階の部分に係る容積率の不算入措置と併せて適用されること。
- ② 法第52条第3項に基づく老人ホーム等の地階の部分に係る容積率の不算入措置の適用に当たって、老人ホーム等の用途に供する部分の床面積にはエレベーターの昇降路の部分の床面積は含まれないこと。

参考資料3(容積率算定に係る技術的助言等)

平成26年7月1日付け 国住指第1071号・国住街第73号

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(抄)

第1 エレベーターの昇降路に係る容積率制限の合理化関係(法第52条第6項並びに令第135条の16及び令第137条の8関係)

共同住宅の共用の廊下又は階段の部分に加え、エレベーターの昇降路の部分の床面積についても、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととした。これは、建築物の用途を問わず、令第129条の3第1項第1号に規定するエレベーターの昇降路の部分に適用されるものである。このため、エスカレーターや小荷物専用昇降機のほか、エレベーターの昇降路の部分に該当しない機械室等には適用されないことに留意が必要である。

また、容積率に関する既存の特例制度等とエレベーターの昇降路の部分に係る容積率の不算入措置との関係については、以下のとおりとなる。

- (1) 令第2条第1項第4号イからホまでに規定する部分の床面積を延べ面積に不算入とする措置は、 エレベーターの昇降路の部分に係る容積率の不算入措置と併せて適用されること。
- (2) 法第52条第3項に基づく住宅地下室の容積率の不算入措置の適用に当たって、住宅の用途に供する部分の床面積にはエレベーターの昇降路の部分の床面積は含まれないこと。

参考資料4(容積率算定に係る技術的助言等)

平成9年6月13日付け 建設省住街発第73号

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について(抄)

1 対象となる共同住宅の範囲について

建築基準法(以下「法」という。)第52条第4項の規定により共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を延べ面積に不算入とする措置(以下「共用廊下等の部分に係る容積率の不算入措置」という。)の対象となる共同住宅は、共用の廊下又は階段の用に供する部分を有する全ての共同住宅であり、分譲の共同住宅及び賃貸の共同住宅を含むものである。

また、共同住宅の住戸で、事務所等を兼ねるいわゆる兼用住宅については、本制度の対象となる共同住宅には該当しないものである。

2 対象となる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分(以下「共用廊下等の部分」という。) について

共同住宅の共用の廊下等に係る容積率の不算入措置の対象となる共用の廊下等については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 共用の廊下の用に供する部分には、いわゆるエントランスホール及びエレベーターホールで共用のものを含むものであり、収納スペース、ロビーとして区画された部分等の居住、執務、作業、集会、娯楽又は物品の保管若しくは格納その他の屋内的用途に供する部分を含まないものであること。
- (2) 共用の階段の用に供する部分には、階段に代わる共用の傾斜路の部分を含むものであり、昇降機機械室用階段その他特殊の用途に用いる階段の部分を含まないものであること。
- 3 共同住宅の用途に供する部分とその他の用途に供する部分が複合している建築物の取扱いについて 共同住宅の用途に供する部分とその他の用途に供する部分が複合している建築物に対する本規定の 適用については、以下のとおり取り扱うものである。
 - (1) 専ら住戸の利用のために供されている共用廊下等の部分は本規定の対象とすること。たとえば、 一定の階の専用部分の全てが共同住宅の用途に供されている場合には、その階の共用廊下等の部 分は本規定の対象とすること。
 - (2) 専ら住戸以外の利用のために供されている共用廊下等の部分は本規定の対象としないこと。
 - (3) (1)及び(2)以外の共用廊下等の部分については、その床面積の合計に、当該建築物における住戸の用に供されている専用部分等(住戸の用に供されている専用部分及び共用部分のうち、専ら住戸の利用のために供されている部分)の床面積の合計と住戸以外の用に供されている専用部分等(住戸以外の用に供されている専用部分及び共用部分のうち、専ら住戸以外の利用のために供されている部分)の床面積との合計のうち住戸の用に供されている専用部分等の床面積の合計が占める割合を乗じて得た面積を共用廊下等の部分の床面積に含めて取り扱うこと。
- 4 その他の容積率に関する特例制度等との関係について 既存の容積率に関する特例制度等と共用廊下等の部分に係る容積率の不算入措置との関係について は、以下のとおり取り扱うものである。
 - (1) 建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を延べ面積に不算入とする措置は、共用廊下等の部分に係る容積率の不算入措置と併せて適用されること。

参考資料5(容積率算定に係る技術的助言等)

平成29年11月10日付け 国住街第127号

共同住宅の共用の廊下に宅配ボックス等を設置した場合の建築基準法第52条第6項の規定の運用につい て (抄)

宅配ボックス等を用いた宅配物又は郵便物(以下「宅配物等」という。)の一時的な保管及び当該宅 配ボックス等への宅配物等の預け入れ並びに当該宅配ボックス等からの宅配物等の取り出しの用に供す る部分であって、共同住宅の共用の廊下と扉等(火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急 激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖する防火戸であって、火災時等を除き常時開放さ れているものを除く。)で区画されておらず、当該廊下から直接出入りして利用される場合については、 法第52条第6項に規定する共同住宅の共用の廊下の用に供する部分として、延べ面積には算入しないも のと扱って差し支えない。

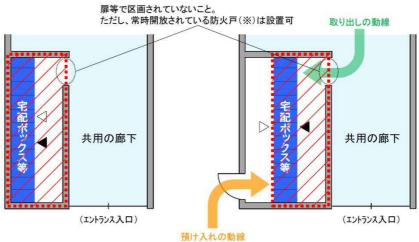
参考図:国土交通省の資料より

〈例1〉 共用の廊下と一体となって 利用されている場合

〈例2〉 宅配物等の預け入れや取り出しの ための空間が確保されている場合

〈例3〉 預け入れと取り出しの動線が 分けられている場合





- × ・・火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖する防火戸であって、 火災時等を除き常時開放されているもの
- ・・宅配物等の預け入れ方向
- ・・宅配物等の取り出し方向
 - ・・建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分(平成9年通知)
 - ・・建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分(今回の技術的助言の対象)

参考資料6(容積率算定に係る技術的助言等)

平成30年9月21日付け 国住指第2075号・国住街第188号

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(抄)

- 第3 老人ホーム等に係る容積率規制の合理化(法第52条第6項関係)
- 1 「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」について 法第52条第6項の規定の対象となる「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」(以下 「老人ホーム等」という。)は、法第52条第3項の規定の「老人ホーム、福祉ホームその他これらに 類するもの」と同一であり、これに該当するものは、同項の運用に係る細目を定めた「建築基準法の 一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)」(平成27年5月27日付け国住指第558号、国 住街第40号)のとおりである。
- 2 共用の廊下等の扱いについて

老人ホーム等の共用の廊下又は階段の扱いについては、共同住宅の共用の廊下又は階段と同様であり、既にその運用に係る細目を定めた「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について(技術的助言)」(平成9年6月13日付け建設省住街発第73号)を参考にすること。

- ※平成27年5月27日付け国住指第558号、国住街第40号は、23ページを参照のこと。
- ※平成9年6月13日付け建設省住街発第73号は、25ページを参照のこと。
- 第7 宅配ボックス設置部分に係る容積率規制の合理化(令第2条第1項第4号、第3項第6号及び令 第137条の8関係)
- 1 適用対象になる宅配ボックスについて

宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。以下同じ。)は、配達された物品の一時保管を目的に設置される設備であり、壁や床等に定着していないものや単なる物品の保管を目的に設置されたロッカーやトランクルーム等(管理人等が物品を預かった後、当該物品の一時保管を目的に設置されるものを含む。)については、本規定(令第2条第1項第4号へのことをいう。第7において同じ。)の対象とはならない。

また、宅配ボックスの機能について、外部電源を利用せずダイヤル錠等により施錠するもの、外部電源を利用して施錠するものの区分は問わないほか、荷受について、住宅に設置される場合のように居住者の利用を想定しているもの、事務所に設置される場合のように勤務者の利用を想定しているもの、商業施設等に設置される場合のように不特定多数の利用を想定しているものの区分も問わない。 なお、宅配ボックスには、配達された物品の一時保管機能に必要となる電子操作盤等のほか、構造上一体的に設けられた郵便物を受け取るための設備(いわゆる郵便受け)や当該宅配ボックスに付加的に設けられた郵便物を受け取るための設備(いわゆる郵便受け)や当該宅配ボックスに付加的に設けられる A E D 保管庫等の設備を含んでいても差し支えない。

2 宅配ボックス設置部分の範囲について

宅配ボックスを設ける部分(以下「宅配ボックス設置部分」という。)は、宅配ボックスの利用のために設ける室その他これに類する区画(当該区画内に郵便受けを設けるものを含む。)のほか、配達された物品の預け入れ又は取り出しの用に供する部分(当該部分の境界が壁その他これに類するものにより明確でない場合は、宅配ボックスの預け入れ又は取り出し面から前方に水平距離1メートルまでの部分とする。)を含むものとする。

3 他の容積率特例との関係等について

本規定は、法第52条第1項に規定する延べ面積(建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。)の定義に係るものであり、法第52条第6項等の規定に基づく容積率特例に先立って適用されることに留意すること。

参考資料6(容積率算定に係る技術的助言等)

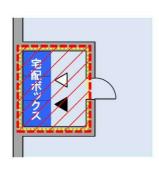
なお、共同住宅の共用の廊下に設置する宅配ボックス等については、「共同住宅の共用の廊下に宅配ボックス等を設置した場合の建築基準法第52条第6項の規定の運用について(技術的助言)」(平成29年11月10日付け国住街第127号)のとおり、法第52条第6項に規定する共同住宅の共用の廊下の用に供する部分として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものと扱って差し支えないこととしているところ。第3にあるとおり、改正法により、老人ホーム等の共用の廊下についても、共同住宅の共用の廊下と同様に、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととなることから、老人ホーム等の共用の廊下に設置する宅配ボックス等についても、共同住宅の共用の廊下に設置する宅配ボックス等と同様に、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものと扱って差し支えない。

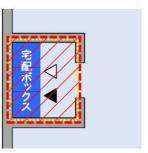
※平成29年11月10日付け国住街第127号は、26ページを参照のこと。

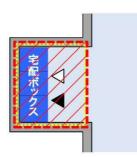
参考図:国土交通省の資料より

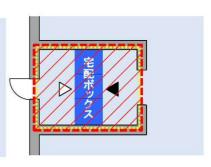
宅配ボックスの利用のために設ける室その他これに類する区画等の例

参考

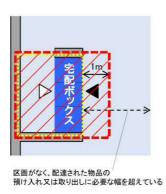












<凡例>

 \triangle

・・配達された物品の預け入れ方向

・・配達された物品の取り出し方向

7

・・宅配ボックスの利用のために設ける室その他これに類する区画

7//

・・容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分 (令第2条第1項第4号へ)

参考資料7(容積率算定に係る技術的助言等)

平成24年9月27日付け 国住指第2315号・国住街第113号

建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について(抄)

第1 容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法の合理化(令第2条第1項第4号並びに同条第3 項関係)

2 適用対象について

本規定は、建築物の用途を問わず、令第2条第3項に規定する割合を上限として、以下に掲げる部分に適用される。

(1) 防災用の備蓄倉庫の用途に供する部分(以下「備蓄倉庫部分」という。)

「専ら防災のために設ける備蓄倉庫」とは、非常用食糧、応急救助物資等を備蓄するための防 災専用の倉庫であり、利用者に見えやすい位置に当該倉庫である旨の表示されているものをいう。

(2) 蓄電池を設ける部分(以下「蓄電池設置部分」という。)

「蓄電池」とは、蓄電池本体のほか、その蓄電機能を全うするために必要的に設けられる付加的な設備は対象に含める。

なお、「床に据え付ける」とは、床に据えて動かないように置くことをいい、いわゆる据置型、 定置型の蓄電池を想定している。

(3) 自家発電設備を設ける部分(以下「自家発電設備設置部分」という。)

「自家発電設備」とは、同一敷地の建築物において電気を消費することを目的として発電する 設備をいい、発電機本体はもとより、発電機の稼働に必要な機器や燃料等を含むものである。

(4) 貯水槽を設ける部分(以下「貯水槽設置部分」という。)

「貯水槽」とは、水を蓄える槽であり、修理や清掃等の限られた場合を除き内部に人が入ることのない構造を有するものをいう。なお、水の使用目的は問わない。

3 適用範囲について

本規定を適用させる部分については、壁で囲われた専用室であることを原則とする。ただし、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分にあっては、壁で囲われた専用室でなくとも、当該設備を設けるために必要な範囲において、他の部分と明確に区画されていれば、当該部分の床面積を不算入として差し支えない。

4 他の容積率特例との関係について

本規定と適用対象が重複する容積率特例について、当該特例が適用となる部分の床面積の算定に際し、本規定の適用により不算入とした部分の床面積は含まない。